

ラオス: 工場操業違反者に対する罰則規定について

2023年8月12日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスにおいては「工業加工法」が 2013 年に制定され、その他、加工工場関連では、2022 年 8 月に農作物加工工場に関する合意が発行されています(詳細は、ニュースレターを参照ください)。



工業加工法では、工場設立や運営に関する違反者に対する罰則の規定については、民事上の損害賠償、労働安全基準違反による刑事上の処分及び工場の一時停止、工場操業許可の取り消しとあるのみで、具体的な違反内容については記載されていません。そのため、罰則の適用の範囲が曖昧であったり、労働環境の安全性、環境汚染等が問題となっていました。

商工業省は、2023 年 8 月 2 日付で「工場操業違反者に対する罰則規定に関する合意(No1233) (以下、合意)」を発行し、その中で違反とみなされる行為 15 項目及び罰金の額を定めました。 違反者に対して、罰則が科せられる根拠を示することが可能となり、全国統一的に運用されることになります。

2. 工場操業規定違反行為について

合意第 5 条によると、法令違反であるとみなされる行為は、以下のとおり 15 項目あります(以下、違反行為)。

- (1) 許可を得ずに、工場を設立、移転、操業及び拡張すること
- (2) 設定した場所以外で工場を設立又は許可されていない禁止エリアで設立すること
- (3)企業登録書を取得していないで家族経営の工場を設立すること(企業登録が必要な分野の 事業の場合)
- (4) 郡や市の商工業事務所に通知していないで家族経営の工場を操業すること
- (5) 工場の規模を超えた機械の設置又は許可を得ずに機械を移動させること
- (6)許可を得ずに、工場の名前の変更、譲渡、売却、操業者の変更すること
- (7) 工場操業許可証で認められていない事業活動を実施すること
- (8) 許可を得ずに、原材料、機械、工具、又は外国人労働者を使用すること
- (9) 許可を得ずに、危険化学物質を輸入又は工場内で使用すること
- (10) 当局の命令に従わない又妨害すること、例えば、操業を停止するために当局が取り付けた ロックやチェーンを外す行為
- (11) 技術的基準証明書を取得する前に、廃棄物処理のためのシステムを建設、改造又は機械を



設置すること

- (12) 法令に準じた適切な処理をせずに汚染物質や廃棄物を排出すること
- (13) 工場の技術基準に従わないこと
- (14) 有効期限を過ぎて、工場操業許可証を更新すること
- (15) 有効期限が切れた工場操業許可証を使用すること

3. 違反行為に対する罰金の額について

合意第 5 条に規定の違反行為 15 項目に対して、それぞれ工場の規模に従い、罰金の額が下記の表の通り設定されています(合意第 6 条から第 20 条)。

単位:ラオスキープ/回

合意第5条の	工場の規模		
違反行為	大	中	小
(1)	15,000,000	10,000,000	5,000,000
(2)	15,000,000	10,000,000	5,000,000
(3)			2,000,000
(4)			1,000,000
(5)	6,000,000	4,000,000	2,000,000
			(家族経営も含む)
(6)	3,000,000	2,000,000	1,000,000
(7)	9,000,000	6,000,000	3,000,000
(8)	6,000,000	4,000,000	2,000,000
(9)	15,000,000	10,000,000	5,000,000
(10)	6,000,000	4,000,000	2,000,000
(11)	7,000,000	5,000,000	3,000,000
(12)	20,000,000	15,000,000	10,000,000
			(家族経営も含む)
(13)	7,000,000	5,000,000	3,000,000
(14)	3,000,000	2,000,000	1,000,000
(15)	15,000,000	10,000,000	5,000,000

1,000,000 キープ=約7,500円(2023年8月時点)

なお、合意第5条の違反行為(1)から(15)に対して、違反を2回繰り返した場合、上記の表の2倍の罰金が科せられます。3回目は、5倍の罰金及び大、中及び小規模の工場については、



工場操業許可証の取り消し、家族経営の工場に対しては、工場稼働の一時停止と規定されています(合意第 21 条)。また、徴収した罰金の 60%は、政府の歳入となり、40%は技術者の収支に充てられます(合意第 22 条)。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信(例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等)を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登) satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。 メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベト ナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地

弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。